

■議案第88号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）が平成25年5月31日に公布され、社会保障・税番号制度が導入されることになりました。この制度は、各機関が管理する個人情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

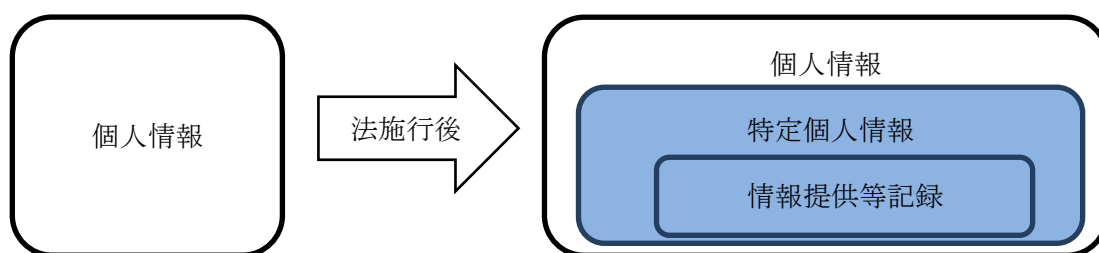
番号法では、番号制度に対する懸念（個人情報の一元管理、情報漏えい、不正な照会等）に対し、制度面における保護措置を設けることとしており、特定個人情報について一般の個人情報より手厚い保護措置を講じています。

地方公共団体が保有する特定個人情報については、番号法第31条において、番号法の趣旨を踏まえた適正な取扱いを確保するための措置を講じるものとする旨を規定しています。

以上のことを踏まえ、本町における特定個人情報の適正な取扱いの確保について必要な措置を既存の四万十町個人情報保護条例に追加して規定しようとするものです。

【主な改正内容】

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第30条では情報提供等記録について、特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用及び提供に関する規定などについて、個人情報保護3法（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法）の読替規定を定めている。本読替規定では、地方公共団体については適用されないことから、番号法第29条及び第30条の趣旨を踏まえ、次のように改正するもの。



定義の追加 番号法で新たに定義された用語を追加定義する。

特定個人情報、情報提供等記録 等

番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報について適正な取扱いを確保するための措置を既存の四万十町個人情報保護条例に追加して規定する。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (6) <u>情報提供等記録 番号法第 23 条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u> (7) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u> (利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報（<u>保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略) <u>(特定個人情報の利用及び提供の制限)</u> 第8条の2 <u>実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略)

改正後	改正前
<u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下、この条において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。</u> <u>3 実施期間は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u>	
（開示請求権） 第 12 条 （略） 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>（保有特定個人情報にあつては、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）</u>は、本人に代わって開示請求をすることができる。 （開示請求の手続） 第 13 条 （略） 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人<u>（保有特定個人情報にあつては、その代理人）</u>であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 （略） （個人情報の開示義務） 第 14 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。	（開示請求権） 第 12 条 （略） 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。 （開示請求の手続） 第 13 条 （略） 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 3 （略） （個人情報の開示義務） 第 14 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

改正後	改正前
(1)～(7) (略) (8) 未成年者の法定代理人 <u>(特定個人情報にあっては、その代理人)</u> による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの	(1)～(7) (略) (8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
(利用停止請求権) 第 29 条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報（<u>情報提供等記録を除く。</u>）が第 7 条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は第 8 条第 1 項の規定に違反して目的外利用若しくは外部提供されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止若しくは消去又は目的外利用若しくは外部提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 2 (略)	(利用停止請求権) 第 29 条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報が第 7 条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は第 8 条第 1 項の規定に違反して目的外利用若しくは外部提供されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止若しくは消去又は目的外利用若しくは外部提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 2 (略)

【根拠法令】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定

の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

(情報提供等の記録についての特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

- 2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

- 3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表省略

- 4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表省略

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。